

答申第190号
平成29年5月18日

岡崎市長 内田 康宏 様

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山 崎 浩 司

個人情報一部開示決定に係る審査請求について（答申）
平成29年3月3日付け28環総第890号で諮問のあった件について、次のとおり
答申する。

1 審査会の結論

岡崎市長（以下「実施機関」という。）が平成28年11月4日付け28環保第1257号により行った一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、平成28年9月27日付けで、岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号。以下「条例」という。）第15条第3項の規定により、審査請求人の死亡した父親である〇〇〇〇氏に係る個人情報について本人とみなし、第16条第1項の規定により、実施機関に対し「平成28年2月16日付けおおだの森土地使用貸借契約の更新について（通知）図面を含む、〇〇〇〇のおおだの森に係る承諾書又は同意書」（以下「本件個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、「〇〇〇〇のおおだの森に係る承諾書又は同意書」について、提出者である〇〇〇〇氏が死亡し、提出年月日等の情報を得ることができないことから、現存する関係簿冊を全て確認するのに時間を要するため、条例第22条第2項の規定により、平成28年10月3日付けで延長の理由を付して、延長後の決定期間を同年9月27日から同年11月10日までとする旨を通知した。
- (3) 実施機関は、同年11月4日付けで、本件開示請求に対し、「平成28年2月16日付けおおだの森土地使用貸借契約の更新について（通知）」に係る図面については、作成も取得もしていないため開示できないとして、条例第21条第1項の規定により本件処分を行い、審査請求人にその旨を通知した。
- (4) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年1月26日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

さらに承諾書及び森林施業同意書並びに図面等があるはずである。

(2) 審査請求の理由要旨

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

ア 額田町による承諾書に添付された対象地と、岡崎市との土地使用貸借契約書に添付された対象地等が同一でないため、さらに、同意書及び承諾書並びに図面等があるはずである。

イ ○○○○○番地については、開示された平成21年1月19日付けの森林施業同意書よりも以前から間伐及び作業路整備がされており、その時の承諾書及び森林施業同意書があるはずである。

ウ 契約更新時には図面を添付することが当然であり、図面があるはずである。

エ ○○○○の承諾書の印影が同一ではなく、対象地が開示内容であるなら、まだ、さらに承諾書があるはずである。

4 実施機関の主張要旨

(1) 本件個人情報について

ア 平成28年2月16日付けおおだの森土地使用貸借契約の更新について（通知）及び当該起案文に係る図面について

岡崎市は、おおだの森を人々が親しめる里山とするため、関係する地権者と平成18年1月1日に土地使用貸借契約を締結している。当該起案文は、関係地権者に当該契約の更新について通知するための起案文であり、起案用紙、おおだの森土地使用貸借契約の更新について（通知）案、平成18年1月1日に○○○氏と締結した土地使用貸借契約書の写しから構成されている。

なお、当該起案文には図面は添付されていない。

イ 承諾書及び森林施業同意書について

○○○氏が額田町又は岡崎市に提出したおおだの森に係る承諾書及び森林施業同意書であり、詳細は次のとおりである。

(ア) 承諾書

○○○氏が所有する土地について、額田町自然保護区の区域内に指定されること及び作業路、歩道について協議の上開設されること、又開設後についても額田町が管理することについての承諾書である。承諾書には日付が記載されていないが、他の土地所有者が額田町長に

提出した同様の内容の承諾書から、平成13年頃に提出されたと推測される。

(イ) 森林施業同意書

〇〇〇氏が所有する土地について、森林施業計画に基づき行われる間伐作業等について市に一任することに関する同意書である。

森林施業同意書は平成19年、平成21年1月19日及び平成23年2月23日付けのものが存在するが、平成19年の同意書については、月日の記載はなく、「同意ではない」旨の記載がある。

(2) 本件個人情報の一部開示決定の妥当性について

平成28年2月16日付けでおおだの森地権者宛に送付した「おおだの森土地使用貸借契約の更新について（通知）」は、土地使用貸借契約の更新の時期が来たため、土地使用貸借契約書第2条第2項の規定に基づき、契約解除の意思表示がない場合は、貸借期間は更に10年間延長される旨を通知したものである。当該貸借契約更新通知には、該当する土地の地番、地目、所有者氏名等が記載してある一覧を含む平成18年1月1日付け〇〇〇氏と締結した土地使用貸借契約書の写しを添付しているが、図面は添付していない。また、対象となる土地の一覧を契約書に添付しているため、必ずしも図面を添付する必要はないと考える。

なお、開示時や電話での審査請求人からの問合せ等で、審査請求人の求める図面が別に存在することが判明したため、同年11月18日付けで本件開示請求とは別に改めて審査請求人から個人情報開示請求を受け付け、求められた図面を開示している。

また、承諾書及び森林施業同意書は、おおだの森に関する現存簿冊を探索し、対象となる個人情報の全てを開示したものである。

よって、本件個人情報を不存在として本件処分を行ったことは、妥当である。

(3) 審査請求の理由に対する説明

ア 審査請求人は、審査請求の理由について「額田町による承諾書に添付された対象地と、岡崎市との土地使用貸借契約書に添付された対象地等が同一ではないため、さらに同意書及び承諾書並びに図面等があるはずである。」と主張しており、これは、平成18年1月1日付けの土地使用貸借契約の対象地には、平成14年7月1日付けの土地使用貸借契約の対象地には存在しなかった「〇〇〇番地」が追加されていることに対する主張であると考えられるが、「〇〇〇番地」に係る同意書及び承諾書並びに図面等は、審査請求人に開示した平成21年1月19日付けの森林施業同意書しか存在しない。また、「〇〇〇番地」が含まれていないことについては、理由が明確になっていなかったが、最近になり、「〇〇〇番地」が平成14年7月1日付

け土地使用貸借契約締結当時は〇〇〇〇氏の所有ではなく、〇〇〇〇〇氏の所有であって、〇〇〇〇〇氏との間で土地使用貸借契約が締結され、承諾書の提出もあったことが判明している。

イ 「〇〇〇〇〇〇番地については、開示された平成21年1月19日付けの森林施業同意書よりも以前から間伐及び作業路整備がされており、その時の承諾書及び森林施業同意書があるはずである。」と主張しているが、平成20年11月14日に市が委託発注した間伐等を業務内容とするおおだの森森林整備業務開始前に「〇〇〇番地」に係る間伐及び作業路整備がされたという記録は存在せず、承諾書及び森林施業同意書も存在しない。「以前から間伐及び作業路整備がされており」とあるが、平成18年度及び平成19年度の森林整備業務の対象地とは隣接しておらず誤って間伐等の整備をしたとも考えられない。

ウ 「契約更新時には図面を添付することが当然であり図面があるはずである」と主張しているが、先に述べたとおり、開示した「平成28年2月16日付けおおだの森土地使用貸借契約の更新について(通知)」に図面を添付していないが、対象となる土地の一覧が契約書で示されており、図面の添付は「当然」ではないと考える。

エ その他、審査請求書において審査請求人が主張している内容については、本件処分の妥当性を左右するものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、審査請求人の父親である〇〇〇〇氏に係る「平成28年2月16日付けおおだの森土地使用貸借契約の更新について(通知)」及び「おおだの森に係る承諾書及び森林施業同意書」である。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 審査請求人は、平成14年7月1日付けの土地貸借契約の対象地には含まれていなかった「〇〇〇番地」が平成18年1月1日付けの土地貸借契約の対象地に追加されているため、他に同意書、承諾書及び図面があるはずであると主張している。このことについては、平成14年7月1日付け土地使用貸借契約締結当時、「〇〇〇番地」は〇〇〇〇氏ではなく、〇〇〇〇〇氏の所有であり、額田町と〇〇〇〇〇氏との間で土地使用貸借契約が締結され、承諾書の提出もあったことを実施機関は確認しているため、〇〇〇〇氏に係る平成14年7月1日付けの土地貸借契約の対象地に「〇〇〇番地」が記載されておらず、〇〇〇〇氏の「〇〇〇番地」に係る承諾書が存在しないことについて、何ら不自然な点はない。

イ 審査請求人は、「〇〇〇〇〇〇番地については、開示された平成21

年1月19日付けの森林施業同意書よりも以前から間伐及び作業路整備がされており、その時の承諾書及び森林施業同意書があるはずである。」と主張しているが、実施機関は、平成20年11月14日に市が委託発注した間伐等を業務内容とするおおだの森森林整備業務開始前に「〇〇〇番地」に係る間伐及び作業路整備がされたという記録、承諾書及び森林施業同意書は、実際に探索した結果、存在しないと説明しており、当審査会としては、実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 「契約更新時には図面を添付することが当然であり図面があるはずである。」と主張しているが、「平成28年2月16日付けおおだの森土地使用貸借契約の更新について（通知）」に図面ではなく、対象となる土地が契約書添付の一覧表という形で示されており、図面の添付は「当然」ではないという実施機関の説明は妥当である。

エ 「〇〇〇〇の承諾書の印影が同一ではなく、対象地が開示内容であるなら、まだ、さらに承諾書があるはずである。」と主張しているが、当該主張は、本件処分に直接関係がないと考える。

以上を踏まえ、当審査会としては、本件個人情報以外の本件開示請求に係る個人情報の存否についてその妥当性を検討するところ、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないため、実施機関が本件個人情報以外の本件開示請求に係る個人情報を保有していないとの説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。